

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十九年年度知事公室の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第四百十号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度に係る知事公室の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

### 監査箇所

執行年月日

企画広報課

昭和三十年十一月二十一日

観光課

同 十一月二十五日

秘書課

同 十一月三十一日

企画広報課 昭和三十年十一月二十一日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

### 監査概況

一 県政の総合企画(大山特定地域を含む)は強力に推進すべきである。

産業の開発及び交通文化及び厚生等の事業は殆んどが関係部課において企画実施されている実情であるが、これらは県の総合企画の下に財政事情を勘案し緩急の序に従つて効率的に実施せらるべきであつてこれが立案調整こそが本課の使命である。因つて県政の総合企画の速なる決定に最善を尽くされたい。特に大山特定地域の総合開発は政府の指定を得た所でもあり至急これ

が具体案を決定し強力推進に資せしむべきである。因みに県政企画協議会は三十年五月県下及び県関係各界専門家三十四名を委員に委嘱その後協議会三回分科会及び小委員会七回を重ね三十一年一月一応の答申がなされたが、その答申中にも述べられている如く指摘答申された諸事項の大部分は既に県において実施中または計画中のものであつてこれが実施に若干の希望附帯意見が附してあるのであるが、本協議会設置の目的達成にはなお少からぬ懸隔があると認められるので本協議会の今後の構成並びに運用について留意せられたい。

二 本年度計画した「県政の概要」発刊については、資料を整備したがこれを中止し、国民経済研究所稲葉博士に委嘱して県勢の経済分析検討を行い「鳥取県経済の概況」として発行配布し今後の県政施策の基本的指標を明らかにしたことは結構である。しかしながら当該の調査企画の成果は、当局の強力な方針と、実施担当部局の協調にかかつているので、従来の実績を反省

検討し一層適切強力な調整措置を講じさせることが肝要である。

殊に当該所管事務の行政効果の調査等については、なんら見るべきものがないので今後実施し、予算、人事管理部門に対する総合的見地からする調整に留意し、知事のプレントラストとしての機能を發揮するよう考究善処されたい。

三 広報活動については、適時に資料を作成発行し、県政の在り方動向を末端に滲透し得るよう根本的に考究すべきである。即ち一般県民向県政広報資料として「県民時報」及び壁新聞「広報」とつとつを月刊として発行し一方市町村広報機関紙指導用として広報資料を発行しているが、県民時報の発行部数は三千で市町村二千五百、五百は市内各課、県内団体、中央その他であつて五十世帯に一部の配布率となつているが県民の周知徹底を期するためタブロイド四頁として単価を切下げ発行部数を増大し或は新聞、ラヂオを更に多く利用する等考究されたい。また町村指導用を拡充強化し

県政の伸展を図るよう考究されたい。

観 光 課 昭和三十年十一月二十五日 監査

監査委員 松 本 利 治

監査概況

当課は本年一月機構改革によつて従来經濟部の一係から独立、設置されたのであつて二十九年度は、観光事業を、商工、公園事業を林務の両課で担当し、事務引継後はそれぞれ事務整理を行い、本格的活動に入つたのは三十年度からである。

一 観光事業の企画と普及宣伝に一層努力されたい。本県は観光地としての立地条件に恵まれながら従来この面の宣伝紹介と内外観光客の誘致は低調の憾があつたが、近年観光行政が重要施策として、取上げられてから活潑化してきている。しかしながら他県に比し遙に立遅れの点が強く指摘されるので当課の今後の運営企画については充分留意されたい。なお観光の宣伝施設の整備には関係受益者及びそれ等の団体等をして自

主的にこれを行はしめまたは県の施策に積極的に協力せしめる如く指導すべきものと史料する。

二 大山国立公園施設の整備拡充については急速な対策が必要である。大山国立公園の利用者は県内外ともに近年激増し年々五十万を突破している実状であるのにこれに伴う公園施設の整備は遅々として進まず最近四ヶ年間(二十六、二十九年)における施設整備費は六百七十六万円(内国補二百三万余円)であつて受入体制が伴っていない。適切な予算措置を講じ施設の拡充強化に配慮すべきである。

秘 書 課 昭和三十年十一月二十一日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

監査概況

一 当課は知事に対する陳情等の取次、一般来訪者の連絡調整及び随行等秘書事務を円滑に処理しているものと認められた。